

## 個人情報の第三者提供

個人情報保護法は、個人データの第三者への提供には原則として事前に本人の同意が必要としていますが、一方で、加入者の利益になるもの、又は事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが加入者にとって必ずしも合理的とはいえないものについて、加入者本人から特段の意思表示がない場合は、黙示による包括的な同意が得られているとみなすとされていますので、当組合では以下の項目について、あらかじめ同意が得られているものとして、従来どおりの業務を行います。しかし、これらについて同意されない方は、被保険者番号、氏名、同意できない項目およびその理由を記載した文章により、当健康保険組合に申し出ください。

- ◇ 医療費のお知らせや給付金支給のお知らせを世帯分まとめて被保険者宛に通知すること
  
- ◇ 医療機関等から被保険者等の資格確認等があった場合で、保険給付等に必要がある場合